

車に乗らなくなっても等級は保存しよう

等級は財産

中断証明書あります 自動車共済をひろげよう

自動車共済
団体割引率

17.5%

2021年10月
～2022年9月

見積り受付中



車の運転歴 10年 20年で築いてきた等級は財産です。車を手放す場合でも、等級は保存できます。また車に乗る時に6等級からでは大損です。

等級を保存するには中断証明書の発行手続きが必要です。中断証明書の発効手続きには、次の2点が大切です。

- ①自動車共済の解約日から13ヶ月以内に発行手続きを行うこと。
- ②自動車共済の解約日よりも前に車を手放していること。車が手元にあるのに自動車共済を解約してはいけません。

中断証明書が発行されれば、等級は10年間も保存されます。車を手放す組合員には等級保存を呼びかけましょう。

バイクの等級も保存できます



21 秋・共済推進全国交流集会

230 名が参加

質問ライブで紹介された共済推進の秘訣を真似ようとクオカードやチラシの注文が増えています。学びを力にして共済を広げましょう。

